

財産の無償貸付について（今治新都市事業用地）

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和元年12月9日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 無償貸付をする財産

(1) 土地

所 在	今治市高橋ふれあいの丘1番3及び1番4
地 目	宅地
面 積	57,373.56平方メートル

2 無償貸付の相手方

今治市延喜甲604番地1
株式会社今治・夢ビレッジ
代表取締役 岡 田 武 史

3 無償貸付の目的

サッカー専用スタジアムを核とする賑わいの創出拠点

4 無償貸付の期間

令和2年1月1日から令和31年12月31日まで

5 無償貸付の理由

株式会社今治・夢ビレッジに、無償貸付することにより、市民のスポーツ活動の振興及び健康増進、青少年の健全育成、交流の拡大を図ると共に、地域の発展及び活性化に寄与しようとするもの。

「参考」

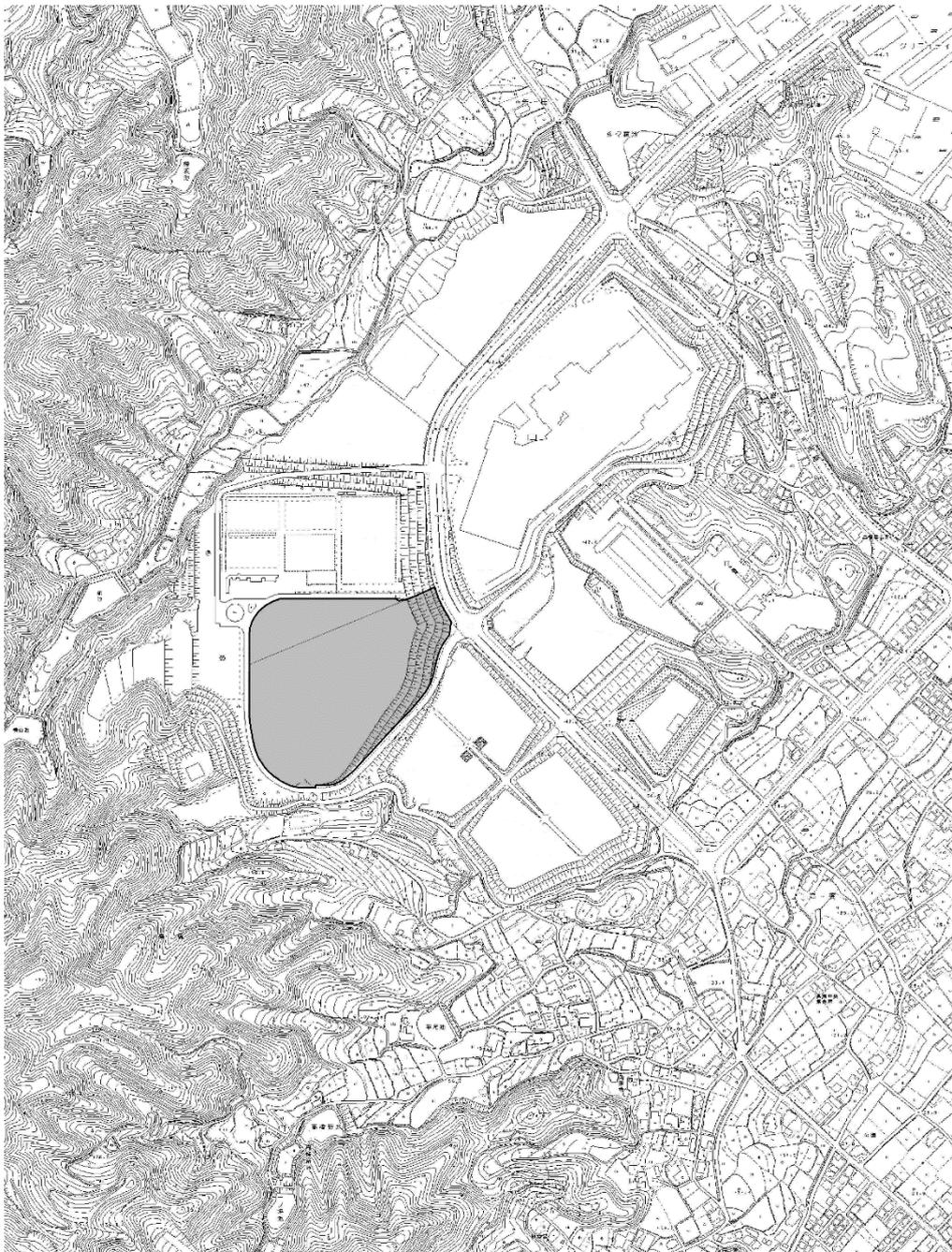
位置図



凡例

 無償貸付箇所

縮尺 1 : 10,000



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。